

業務実施契約書（単独型）

- 1 業務名称： ●●●国○○○○○○○○○○（＜担当分野＞）
- 2 業務実施地： ●●●国
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）
【事業実施・支援業務の場合¹】
（内 消費税及び地方消費税の合計額 0円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる文書により構成される。なお、本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、あらかじめ発注者が指定した場合には、指定の電磁的方法によるものとし、指定がない場合には紙媒体によるものとする。

- （1）業務実施契約（単独型）約款（調査業務 or 事業実施・支援業務）
- （2）附属書Ⅰ「業務仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 業務実施契約（単独型）約款第5条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：（ 部 課の課長又は 事務所の次長）
- （2）分任監督職員：なし

※ 受注者が法人ではなく、個人コンサルタントである場合。

（前払金条項の変更）

第●条 業務実施契約（単独型）約款第15条第1項から第4項までを削除し、次の各号の規定を挿入する。

¹ 事業実施・支援業務にて、業務実施地が「日本」となる場合は課税契約となるため、消費税及び地方消費税を計上すること。なお、業務実施地が海外の場合も、不課税契約であることを示すため、「0円」として記載すること（記載を省略しないこと）。

(1) 第1項

受注者は、発注者に対して、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」に定める旅費（航空賃）及び旅費（その他）（以下、併せて「旅費」という。）に限り、前払金の支払を請求することができる。

(2) 第2項

前項の前払金の範囲は、業務従事者の現地渡航の都度、当該現地渡航に係る旅費とする。ただし、一回の渡航で渡航前に前払できる限度額は、旅費（航空賃）と6ヶ月分の旅費（その他）とし、旅費（その他）の残額は、渡航6ヶ月経過後に請求できるものとする。

(3) 第3項

発注者は、第1項の規定による前払金の請求があったときは、審査のうえ、受注者が請求した日から起算して30日以内に支払うものとする。

※（契約履行期間が12か月を超え、）前金払を行う（業務実施契約第15条第1項ただし書が適用される）場合。

（前金払の上限額）

第〇条 本契約においては、業務実施契約約款第15条に規定する前金払については、同条第1項ただし書の規定にしたがって、以下の各号のとおり分割した請求を認めるものとする。

(1) 第1回（契約締結後）：契約金額の●●%を上限とする。

(2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の〇〇%を上限とする。

※ 業務実施契約（単独型）約款の条文の一部を変更して適用する必要がある場合。

（業務実施契約（単独型）約款の変更）

第〇条 本契約においては、業務実施契約（単独型）約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

<例>

(1) 第24条 成果品（/報告書等）の取扱い
以下のとおりとする。

.....

(3) 第〇条 □□□□□
条全体を削除する。

※ 部分払を行う場合。

（部分払）

第〇条 業務実施契約約款第16条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

※（契約履行期間が12か月を超え、）前金払及び部分払をいずれも複数回行う場合。

（前金払の上限額）

第〇条 本契約においては、業務実施契約約款第15条に規定する前金払については、同条第1項ただし書の規定にしたがって、以下の各号のとおり分割した請求を認めるものとする。

（1）第1回（契約締結後）前金払：契約金額の●●%を上限とする。

（2）第2回（契約締結後13ヶ月以降）前金払：契約金額の〇〇%を上限とする。

（3）第3回（契約締結後25ヶ月以降）前金払：契約金額の◎◎%を上限とする。

2. 前項第1号に規定する第1回前金払については、次条第1項第1号に規定する第1回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払の請求を行った後の第1回前金払の請求は認めない。

3. 第1項第2号に規定する第2回前金払については、次条第1項第2号に規定する第2回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払いの請求を行った後の第2回前金払の請求は認めない。

（部分払）

第〇条 業務実施契約約款第16条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

（1）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

（中間成果品：第〇次中間報告書）

（2）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

2 前項第1号に規定する第1回部分払については、第16条第7項の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を部分払金の上限とする。

【第1回部分払の契約金相当額】×9/10－【第1回前金払支払額】

3 第1項第2号に規定する第2回部分払については、第16条第7項の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を部分払金の上限とする。

【第2回部分払の契約金相当額】×9/10－【第2回前金払支払額】

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

(西暦で記入) 年 月 日

発注者
東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理 事 ○○ ○○

受注者
<住所>
<組織名>
<代表者役職名> ○○ ○○